

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第8号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略						略							
用地 管理 課	1～22 略					用地 管理 課	1～22 略						
	23 農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係事務	(1) 農業用ため池の設置、届出事項の変更、又は廃止の届出を受けること。（法4条1項・2項、附則2条1項・2項）	○	○									
	法…農業用ため池の管理及び保全に関する法律	(2) 市町長に対し、農業用ため池に関する情報の提供を求めること。（法4条4項）	○	○									
		(3) 農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。（法6条）	○	○									
		(4) 特定農業用ため池の指定の中出を受けること。（法7条4項）	○	○									
		(5) 特定農業用ため池の制限行為を許可すること。（法8条1項）	○	○									
		(6) 国又は地方公共団体が行う特定農業用ため池の制限行為の協議に応ずること。（法8条3項）	○	○									
		(7) 防災工事に関する計画の届出を受け、又は計画の変更を命ずること。（法9条1項・2項）	○	○									
		(8) 特定農業用ため池の指定	○	○									

をする際に、現に施行している防災工事に関する計画の届出を受けること。(法9条3項)				
(9) 防災工事の施行を命ずること。(法10条1項・2項)		○		
(10) 農業用ため池の所有者等に対し管理状況に関する報告を求め、又は当該職員等を立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。(法18条1項)	○	○		
(11) 他人の占有する土地に、当該職員等を立ち入らせ、その旨を通知し、又は当該立入りによって生じた損失を補償すること。(法18条2項・3項・7項)	○	○		
(12) 農業用ため池又は他人の占有する土地への立入りについて、市町長に対し、必要な協力を求めること。(法18条8項)	○	○		
(13) 既存農業用ため池の届出がされていないとき、届出をすべき旨を催告すること。(法附則2条3項)	○	○		
(14) 既存農業用ため池の届出がされていないときの通知を受けること。(法附則2条4項)	○	○		

24・25 略

23・24 略				
---------	--	--	--	--

23・24 略

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3 健康増進法関係事務 法…健康増進法	(1)～(5) 略			
	(6) 特定施設の喫煙禁止場所で喫煙をしている者に喫煙の中止、又は退	○	○	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3 健康増進法関係事務 法…健康増進法	(1)～(5) 略			

	出を命ずること。(法25条の5第2項)			
	(7) 特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙の防止に関し必要な指導及び助言を行うこと。(法25条の7)	○	○	
	(8) 特定施設の管理権原者等に対し、喫煙禁止場所の器具又は設備の撤去等の措置をとるべきことを勧告すること。(法25条の8第1項)	○	○	
	(9) (8)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。(法25条の8第2項)	○	○	
	(10) (8)の勧告に係る措置をとらなかった者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法25条の8第3項)	○	○	
	(11) 特定施設の管理権原者等から報告を徴し、又は当該職員に特定施設の立入検査等をさせること。(法25条の9第1項)	○	○	
	(12) 略			
4～32 略				

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～4 略				
5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係事務 法…農業用ため池の管理及び保全に関する法律	(1) 農業用ため池の設置、届出事項の変更、又は廃止の届出を受けること。(法4条1項・2項、附則2条1項・2項)	○	○	
	(2) 市町長に対し、農業用ため池に関する情報の提供を求めること。(法4条4項)	○	○	
	(3) 農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。(法6条)	○	○	
	(4) 特定農業用ため池の指定の申出を受けること。(法7条4項)	○	○	
	(5) 特定農業用ため池の制限行為を	○	○	

	(6) 略
4～32 略	

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～4 略				

許可すること。(法8条1項)			
(6) 国又は地方公共団体が行う特定農業用ため池の制限行為の協議に応ずること。(法8条3項)	○	○	
(7) 防災工事に関する計画の届出を受け、又は計画の変更を命ずること。(法9条1項・2項)	○	○	
(8) 特定農業用ため池の指定をする際に、現に施行している防災工事に関する計画の届出を受けること。(法9条3項)	○	○	
(9) 防災工事の施行を命ずること。(法10条1項・2項)		○	
(10) 農業用ため池の所有者等に対し管理状況に関する報告を求め、又は当該職員等を立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。(法18条1項)	○	○	
(11) 他人の占有する土地に、当該職員等を立ち入らせ、その旨を通知し、又は当該立入りによって生じた損失を補償すること。(法18条2項・3項、7項)	○	○	
(12) 農業用ため池又は他人の占有する土地への立入りについて、市町長に対し、必要な協力を求めること。(法18条8項)	○	○	
(13) 既存農業用ため池の届出がされていないとき、届出をすべき旨を催告すること。(法附則2条3項)	○	○	
(14) 既存農業用ため池の届出がされていないときの通知を受けること。(法附則2条4項)	○	○	

6・7 略

30 略

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。


5・6 略

30 略